

土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価 並びに残地補償等に関する調査又は補償金額の 算定業務の委託契約について

昭和63年4月1日用地課長通知
最終改正 平成23年12月6日

土地の評価等については、下記のとおり取扱われたく通知します。

記

1 評価規程

昭和63年4月1日付けで、土地評価関係規程が広範囲にわたり改正されたので、事務取扱いに留意されたい。

- (1) 買収地そのものを直接鑑定評価する場合は、当該鑑定地についてのみ、その鑑定価格により買収することができるものとする。

2 委託制度

- (1) 対象事業については、県土整備部及び都市整備部の全ての事業とする。
- (2) 契約方式については、各事務所長が競争入札方式により行うものとする。
- (3) 受注者については、不動産鑑定業者とする。
- (4) 標準地の評価額の算定の参考のために、標準地の選定終了後すみやかに、原則として、別途不動産鑑定依頼を行い、その結果を受注者に指示するものとする。
なお、受注者と不動産鑑定依頼先は、異なるものとする。
- (5) 画地の範囲認定の資料となる土地等の権利関係及び残地補償額算定の必要の有無等については、発注時に所長が指示するものとする。

なお、工事平面図等、通常受注者が作成できない図面については、所長が提供するものとする。